

令和 5 年度 山形市地域防災計画修正（案）の概要

山形市地域防災計画は、災害対策基本法第 4 2 条に基づき、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画であり、国の「防災基本計画」及び「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえ、市計画に検討を加え、必要に応じて修正することとしている。

1 国の「防災基本計画」及び「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた修正

(1) 医療的ケアを必要とする方への配慮	対象頁 (新旧対照表頁)
福祉避難所において、人工呼吸器や吸引器等の電源確保等に努めることを追記する。	(P 4) 第 2 章第 6 節 避難行動要支援者対策計画に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・国の福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和 3 年 5 月改定）に医療的ケア（※）が必要な方が避難した場合の非常用電源等の確保について記載されている。 ※医療的ケア：日常的に継続して行われる人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、呼吸管理、たんの吸引や経管栄養などを行う行為。 	
(2) 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組	対象頁 (新旧対照表頁)
気候変動による影響を踏まえ、洪水氾濫による被害の軽減に資する取組として、流域全体のあらゆる関係者と協働して取り組む「流域治水」を推進することを追記する。	(P 11) 第 2 章第 10 節 水害の予防に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度市防災会議（文書開催）において、「流域治水」を追加するよう意見があった。 ・現在、最上川流域治水協議会においては、山形市も構成員となっている。協議会における「最上川水系流域治水プロジェクト」に山形市の取り組みが明示されている。 	
(3) 盛土による災害防止に向けた対応	対象頁 (新旧対照表頁)
危険が確認された盛土に対する速やかな是正指導について追記する。	(P 13) 第 2 章第 12 節 土砂災害の予防に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）が令和 5 年 5 月 26 日に施行され、山形市では、令和 5 年度から基礎調査を開始し、その後規制区域の指定を行う予定。 	

(4) 市避難所の感染症対策について	対象頁 (新旧対照表頁)
市避難所の新型コロナウイルス感染症対策を新型コロナウイルス以外の感染症を含む内容に修正する。	(P 2 2) 第3章第2-1節 市避難所に係る事項の修正
	(P 4 4～4 5) 第3章第9節 避難に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度市防災会議(文書開催)において、国、県の見直し状況を踏まえ新型コロナウイルス以外の感染症を含む記述に改めよう意見があった。 ・国の防災基本計画及び山形県地域防災計画では、新型コロナウイルス以外の感染症を含む記述に修正済となっている。 ・令和4年度までは、市避難所毎に「市避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス版)」を作成していたが、これを廃止し令和5年度より新たに「避難所における感染症対策ガイドライン(山形市)」を作成した。 	

(5) 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令について	対象頁 (新旧対照表頁)
避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー(※)等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めることを追記する。	(P 3 4) 第3章第9節 避難に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・※気象防災アドバイザーは、気象台と連携して市町村等の防災業務をサポートするため、地域の気象と防災に精通する者を国土交通省が委嘱しており(令和5年8月現在、190名)、自治体において平常時の普及啓発や災害発生が見込まれる際の地域の特性を踏まえた気象解説等を行う。 	

2 その他の防災施策に係る規定の修正

(1) 要支援者名簿の作成、更新及び管理について	対象頁 (新旧対照表頁)
要支援者名簿の作成、管理について、新基幹システムが稼働した後の取扱いを追記する。	(P 3) 第2章第6節 避難支援者要支援者対策計画に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、長寿支援課が要支援者名簿を一括して作成し管理しているが、新基幹システム稼働後は、庁内関係課(母子保健課、長寿支援課、介護保険課、生活福祉課、障がい福祉課、こども家庭支援課、防災対策課)が避難行動要支援者システムにより電子データで名簿を作成し管理を行う。 	

(2) 避難所の運用等に関する修正	対象頁 (新旧対照表頁)
①ペット同行避難者に配慮したペット飼養スペースの設置等の環境整備について追記する。 ②車中避難場所に避難する方に対しての周知に関する事項を追記する。	(P 5) 第2章第7節 避難所及び避難場所の整備に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所におけるペット同行避難に関するガイドラインに基づく市避難所へのペットスペースの設置を推進する。 ・多様な避難場所として、令和4年度より、公園やパチンコ店の駐車場を車中避難場所としており、市民に周知を行うもの。 	

(3) 公助備蓄の内容修正	対象頁 (新旧対照表頁)
公助備蓄の推進として、生活必需品である生理用品を追加した。	(P 6) 第2章第8節 災害時用備蓄の充実に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度市防災会議(文書開催)において、公助備蓄の推進として、女性の生理用品の備蓄は足りているのか意見があった。令和4年度より毎年購入(使用期限有)し、集中管理で備蓄している。 	

(4) 気象情報の発表等の修正	対象頁 (新旧対照表頁)
予報及び警報等の発表基準について、山形地方気象台の発表基準変更に伴い修正する。	(P 2 4～2 7) 第3章第4節 気象情報の発表・伝達に係る事項の修正
国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、気象庁がキキクル(警報の危険度分布)の表示色を変更したことにより運用を修正する。	(P 3 5～3 7) 第3章第9節 避難に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・山形地方気象台の警報及び注意報の発表基準の変更に伴う修正。(令和5年6月8日) ・キキクル(警報の危険度分布)「黒」の新設、「うす紫」と「濃い紫」の統合。(令和4年6月) 	

(5) 被災者生活再生支援金の支給	対象頁 (新旧対照表頁)
被災者生活再生支援金の支給について追記する。	(P 51) 第4章第3節 被災者の生活安定対策に係る事項の修正
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金及び山形県・市町村独自の被災者生活再建支援策に係る記載を追加するもの。 	